

平成29年度

公社営簡易基盤整備事業

杉戸西地区

29杉西第101号

畦畔撤去及び均平整地工事 特記仕様書

工事場所 北葛飾郡杉戸町大字下高野地内ほか

工 期 契 約 の 日 から

平成30年 3月23日 まで

公益社団法人埼玉県農林公社

(趣 旨)

第 1 条 この特記仕様書は埼玉県土木工事共通仕様書及び土木工事共通仕様書（農林水産省農村振興局制定）に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第 2 条 この特記仕様書は、北葛飾郡杉戸町大字下高野地内ほか 29 杉西第 101 号畦畔撤去及び均平整地工事に適用する。

(監督員の権限)

第 3 条 公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書及びこの特記仕様書による。

(工事の施工管理)

第 4 条 工事の施工管理は、埼玉県土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-28 に規定する土木工事施工管理基準を適用するものとし、特に定めのない事項については、農林水産省農村振興局制定の土木工事施工管理基準によるものとする。

(疑 義)

第 5 条 工事の施工過程で生じた疑義は、監督員と現場代理人が協議を行い、解決するものとし、協議結果を書面により提出する。

(かし担保)

第 6 条 公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負契約約款第 4 4 条による。

(安全訓練等の実施)

第 7 条 本工事の施工に際し、現場に即した安全、訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、安全訓練等を実施するものとする。

また、安全訓練等の実施状況を報告するものとする。

(工事用地)

第 8 条 工事の施工上必要な用地は、受注者が確保するものとする。

なお、工事施工に必要な用地手当の経緯は、監督員に報告しなければならない。

(仮設、工法の指定)

第 9 条 特になし

(第三者に対する措置等)  
第10条 本工事により損傷を来す恐れのあるものについては、事前に調査を行ってから、工事に着手するものとする。

(監督員の立会い)  
第11条 必要に応じて立会いを行う。

(その他)  
第12条 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めなければならない。

(県産木材の利用)  
第13条 本工事においては、仮設の工事用防護柵や丁張等に使用する木材を含め、可能な限り県産木材を利用するよう努めなければならない。

(工事コストの表示)  
第14条 工事中標示板を掲示する工事について、その工事中標示板に工事請負金額を表示するものとする。

(工事カルテ作成・登録)  
第15条 請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後(工事完成検査合格後)10日以内(いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)に、訂正時は速やかに(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録をおこなうものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- (公共事業労務費調査)
- 第16条 次のとおり公共事業労務費調査に協力するものとする。
- (1) 国土交通省及び農林水産省が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査票等を提出した後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- (4) 工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が(1)～(3)と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (建設副産物)
- 第17条 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等を遵守し施工を行うものとする。
- なお、建設副産物に関する詳細は、別添建設副産物仕様書によるものとする。
- (排出ガス対策型建設機械)
- 第18条 本工事で使用する建設機械は、「排出ガス対策型建設機械」を原則とする。現場代理人は、排出ガス対策型建設機械を施工現場において使用する場合、建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。
- なお、現場において「排出ガス対策型建設機械」の使用が困難な場合は、監督員と協議するものとする。
- (公共事業歩掛調査)
- 第19条 公共事業歩掛調査の対象工事となった場合、受注者は調査票等に必要事項を正確に

記入し、発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。

(埼玉県電子納品対象工事)

第20条 本工事は、埼玉県電子納品対象工事とする。

成果品の一部または全部を電子データで納品した場合は、「埼玉県土木工事共通仕様書」の定めにかかわらず、同成果品の紙による提出を要しない。

(電子成果品の作成)

第21条 電子成果品は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン(案)農村整備課版」に基づき作成する。

(電子成果品の提出)

第22条 電子成果品は、データを格納した電子媒体(CD-R)を正、副各1部提出する。

なお、電子成果品によらないものは、従来通り紙媒体で納品する。

工 事 概 要 表			地 区 名	杉戸西地区		
工 事 概 要	工 事 名	畦畔撤去及び均平整地工事		工事番号	29杉西第101号	
	工 事 量	整地工 A=13.1ha				
	工 事 場 所	北葛飾郡杉戸町大字下高野地内ほか				
	工 期	契 約 の 日 から 平成30年 3月23日 まで				
	設 計 金 額	円	予算科目内訳			
概 要 図	<p>The map shows the project area in Sagami City, Chiba Prefecture. The work site is highlighted in red and is located in the Sagami River area, near the Sagami River and the Sagami River Bridge. The map includes labels for various locations such as Sagami City, Sagami River, and Sagami River Bridge.</p>					
設 計 諸 元	工 事 名	29杉西第101号 畦畔撤去及び均平整地工事				
	整 地 工	稲株処理・耕起・砕土	A=13.1 ha			
		整地・仕上げ耕耘	A=13.1 ha			
		掘削押土工	1.0 式			
構造物取壊し運搬・処分工	コンクリート畦畔撤去	L=2,283 m				
	コンクリート畦畔運搬・処分	1.0 式				
摘 要						













## 29杉西第101号 畦畔撤去及び均平整地工事 添付図面

図面番号	図面の名称	枚数	備考
1	位 置 図	1	
2	現 況 計 画 平 面 図	3	
計		4	